

協会けんぽ山形支部からの

2021年

1

月号

職場内で回覧を
お願いいたします

お知らせ

新年のごあいさつ

あけましておめでとうございます。謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年中は、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、当協会の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況でございますが、加入者の皆様の健康増進や皆様へ質の高いサービスを提供するため、健康診断や健康経営などの推進、傷病手当金などの各種給付金の速やかなお支払いなど、本年も一層業務に精励する所存でございますので、変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和3年 元旦 全国健康保険協会 山形支部
支部長 丹野 晴彦

「医療費のお知らせ」をお送りします

加入者の皆様に健康や医療に対する意識を高めていただくため、年に一度「医療費のお知らせ」を事業所様宛てに送付しております。従業員様への配付をお願いいたします。

対象者 令和2年12月上旬時点で協会けんぽにご加入の被保険者様と被扶養者様

送付時期 令和3年1月中旬 から下旬に事業所様宛てに送付

記載期間 令和元年10月診療分～令和2年9月診療分まで



「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の作成が必要となりました。ただし、「医療費のお知らせ」を添付することで、明細の記入を省略できます。

※「医療費のお知らせ」に記載されていない分につきましては、医療機関からの領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。また、作成の際に使用した領収書は5年間保存する必要があります。



確定申告（医療費控除）に係るお問い合わせは税務署へ！

※詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】 レセプトグループ 023-629-7231

メールマガジン会員募集中！

来年度の料率改定についていち早くお届けいたします！
協会けんぽメールマガジンにぜひご登録ください！



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

退職される従業員の方へお伝えください

退職後の健康保険について

退職後の健康保険は、「協会けんぽの任意継続」、「市区町村の国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」のいずれかに加入する手続きが必要です。

※退職日の翌日に再就職する場合は、新たなお勤め先のご担当者様に確認したうえで手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること ・退職日の翌日から20日以内に手続きをすること	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課にお問い合わせください	・ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていること ・ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料の2倍 ※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合など、2倍にした額とならない場合があります。	保険料は加入する世帯の人数や前年の所得などで決まります ・保険料の減免制度があります。 ・お住まいの市区町村により保険料額が異なります。	被扶養者は原則として 保険料負担がありません

協会けんぽの任意継続健康保険をご検討される方へ

任意継続保険の加入手続きをする際に、申請書の「健康保険資格喪失証明欄」にご記入をいただくか、退職日を確認できる証明書を添付することで、より早く保険証の交付が可能となります。

申請書に記入

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申請書

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申請書 添付書類 提出用紙

健康保険資格喪失証明欄【事業主記入用】※任意

または

証明書を添付

資格喪失の事実が確認できる、事業主または公的機関の証明印が押された書類

- ・退職証明書写し
- ・健康保険被保険者資格喪失届写し
- ・雇用保険被保険者離職票写し 等

保険証の交付

証明欄に記入・添付あり

受付から
約1週間

証明欄に未記入・添付なし

受付から
約2～3週間（※）

※ 日本年金機構からの資格喪失情報が到着してから交付します。

山形県等で発生した令和2年7月豪雨で被災された方々の一部負担金免除等の延長について

山形県等で発生した令和2年7月豪雨において、被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。協会けんぽでは、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けられた加入者の皆様につきまして、医療機関窓口での一部負担金等の支払いの免除を行っています（県内では31市町村が適用を受けています）。

免除対象期間	令和2年7月4日から令和3年3月31日までの診療、調剤及び訪問看護
免除証明書について	令和3年1月1日以降、医療機関窓口で一部負担金の免除を受けるためには 免除証明書の提示が必要になります。 詳しくは協会けんぽホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7229

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2021.1月号

■発行／全国健康保険協会山形支部 〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階 ■発行月／2021年1月